

大府市地域強靱化計画概要版

計画の策定趣旨

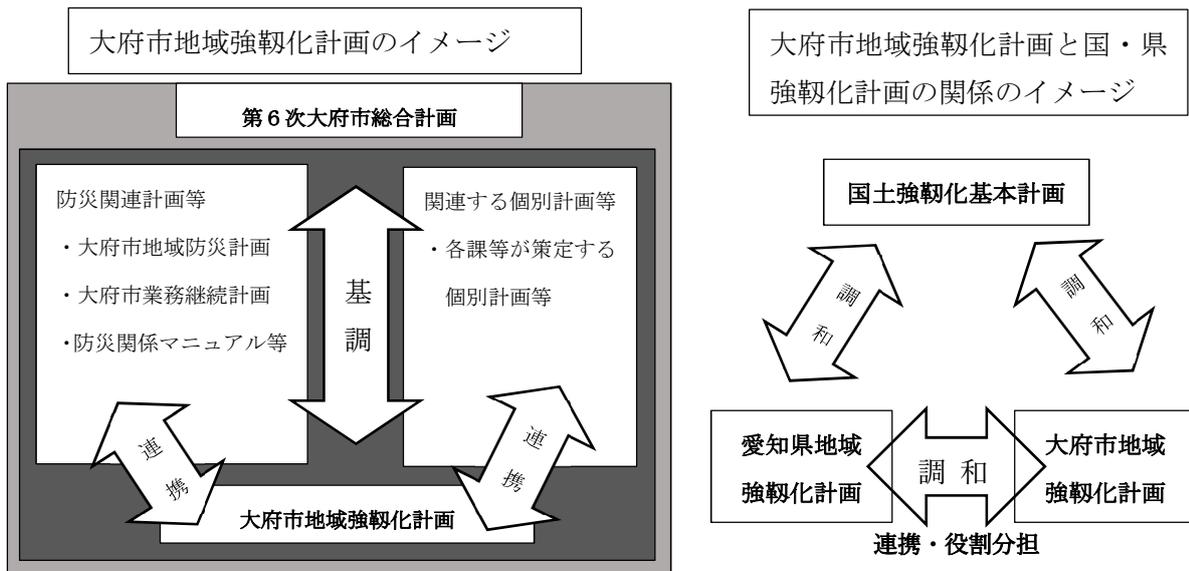
平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、平成26年6月には基本法に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定された。

また、愛知県においても平成27年8月に「愛知県地域強靱化計画」が策定された。今後は本市においても、国全体の国土強靱化政策や愛知県の強靱化に関する施策との調和を図りながら、国や近隣自治体、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるために、本市の強靱化に関する指針となる「大府市地域強靱化計画（以下「本計画」という。）」を策定し、取組を推進する。

計画の位置付け、計画の期間

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するもので、基本計画と調和を保ちつつ、愛知県地域強靱化計画との連携・役割分担を図る。

また、本計画は、本市の最上位の計画である「第6次大府市総合計画」を基調とし、災害に対処するための基本計画である「大府市地域防災計画」などとの連携を図りながら、本市における国土強靱化施策を推進するための計画として位置付けるもので、計画期間は令和2年度から令和12年度までとする。



想定するリスク

地震 津波 洪水 内水 高潮 土砂災害 異常湧水

大規模自然災害を基本とし、災害の規模等を限定はしない。地震・津波や高潮などの具体的な被害想定等も参照し、具体的な被害想定等がない災害については、過去の災害事例を参考とする。

計画の基本目標

基本計画及び愛知県地域強靱化計画や基礎自治体の役割などを踏まえ、次の4つの基本目標を設定する。

- ① 人命の保護が最大限図られる。
- ② 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- ③ 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- ④ 迅速な復旧復興を可能とする。

強靱化を進める上での留意事項

基本計画で示されている「基本的な方針」を踏まえ、「本市の強靱化を進める上での留意事項」を以下のとおりまとめ、取組を進めていく。

- ① 強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証する。
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視点を持って取り組む。
- ③ ソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせ、総合的に取り組む。
- ④ 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に配慮する。

計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市長を会長とする大府市防災会議を中心とした全部局横断的な体制の下、取組を推進する。

また、国、県等の行政機関、市民、民間事業者等の関係者が連携・協力をして、強靱化の取組を推進する。

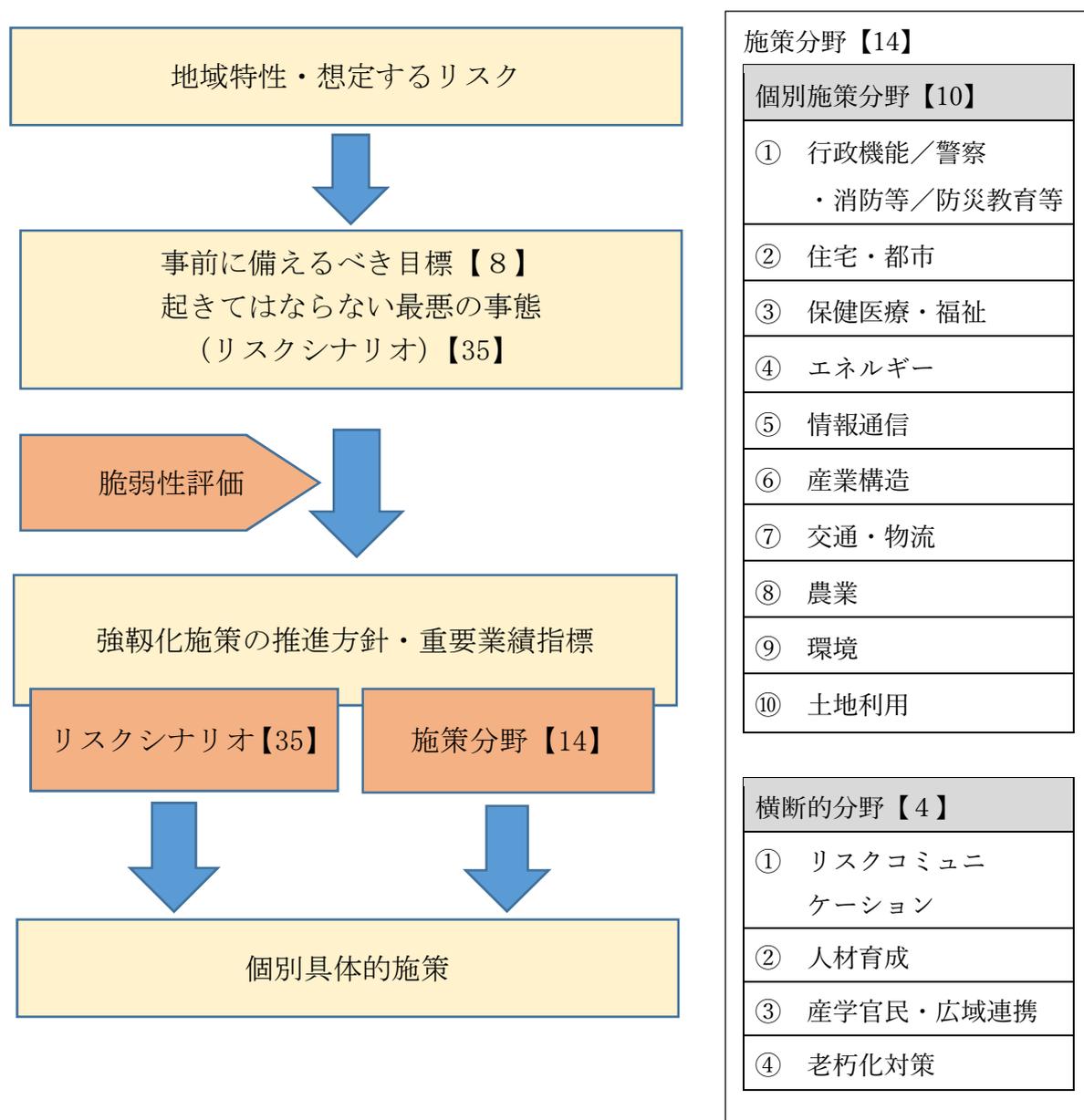
計画の見直し

本計画は強靱化の方針や方向性を示すものであり、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、概ね5年ごとに計画全体を見直すこととする。ただし、毎年度の進捗管理を行う中で、新たに実施すべき事業が発生した場合等は、適宜必要な見直しを行う。

脆弱性評価と強靱化の推進方針

愛知県強靱化計画をもとに、本市の地域特性等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と35の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定した。

これらをもとに、大規模自然災害等に対する脆弱性評価を行い、35のリスクシナリオと14の施策分野（10の個別施策分野／4の横断的分野）ごとに強靱化施策の推進方針を決定し、施策の達成度・進捗管理のため、重要業績指標を選定した。



事前に備えるべき目標【8】		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）【35】	
1	直接死を最大限防 ぐ	1-1	住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	土砂災害等による死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-4	食料等の安定供給の停滞
		5-5	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-3	排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	風評被害等による地域経済等への甚大な影響